地域の関係者による協議会の設置

地域の関係者による協議会の設置

国土交通省

○ 旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることを目的に、事業者や関係者による地域旅客船安全協議会を令和５年度中に設置推進。

地域旅客船安全協議会

旅客船事業者

〈日々の取組〉
◆運航に必要な情報、運航可否判断の共有

〈年間の取組〉
◆安全への取組状況に関する情報交換

◆安全講習・訓練の共同実施

漁業関係者等
（漁業者・漁業協同組合・遊漁船業者）

運航に必要な情報共有・知見提供
緊急時の相互協力
※同様の取組が可能な地域の関係者との連携も可。

自治体（市町村）

中立的観点・地域イメージ向上の観点から年間の取組に対し助言

地方運輸局※

設置の働きかけ
安全に関する指導
優良事例の横展開

※原則オブザーバー

海上保安庁

安全講習・訓練に協力

協議会は、規約・規則を作成の上、運輸局に届け出るほか、年１回、運輸局に活動状況を報告する。